

一般財団法人香川縣市町村職員互助会定款

平成 24 年 2 月 20 日

公告第 1 号

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人香川縣市町村職員互助会(以下「互助会」という。)と称する。

(事務所)

第 2 条 互助会は、主たる事務所を高松市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 互助会は、地方自治の振興に協力するとともに、香川縣市町村職員等の福祉増進を図り、もって地方行政の円滑かつ効率的な運営に寄与し、住民福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 互助会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地方自治の振興に寄与する事業
- (2) 住民福祉に関する事業
- (3) 香川縣市町村職員等の福利厚生に関する事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会計

(事業年度)

第 5 条 互助会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 6 条 互助会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 7 条 互助会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書

- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第8条 互助会に評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員は互助会の理事、監事又は事務局職員を兼ねることはできない。

(評議員の任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第11条 評議員は原則無報酬とする。ただし、会議に出席の都度支払う日当は、各年度の総額が、10万円を超えない範囲で評議員会で別に定める役員等の費用弁償に関する規程に基づき支払いをすることができる。

2 評議員が、その職務を行うために要する費用については、評議員会で別に定める役員等の費用弁償に関する規程に基づき支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 15 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 16 条 理事長は評議員会の開催日の 7 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 17 条 評議員会の議長はその評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、評議員会の決議に評議員として加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 役員等の責任の一部免除

(4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。ただし、理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 19 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員のなかから、その評議員会において選出された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第 21 条 評議員会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 22 条 互助会に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 8 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長とし、1 名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般法社団法人および一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法社団・一般財団法人法」という。)上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、互助会の理事若しくは事務局職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより互助会を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、互助会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規則によるものとする。

(役員任期)

第 26 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 役員は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員等の報酬等)

第 28 条 役員は原則無報酬とする。ただし、会議に出席の都度支払う日当は、評議員会で定める総額の範囲内で、評議員会で別に定める役員等の費用弁償に関する規程に基づき支払いをすることができる。

2 役員が、その職務を行うために要する費用については、評議員会で別に定める役員等の費用弁償に関する規程に基づき支払いをすることができる。

(役員等の責任軽減)

第 29 条 互助会は、一般社団・一般財団法人法第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、同法第 198 条において準用する同法第 111 条の行為に関する理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 互助会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第 33 条 理事会を招集するときは、開催日の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的である事項を掲載した書面により、各理事及び各監事に対して通知しなければならない

い。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が役員全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第39条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第40条 互助会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事長が選任及び委嘱する。

- 3 委員会の任務、構成および運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

第9章 会員

(会員)

第41条 互助会の会員は、加入構成団体に属する職員とする。

2 会員に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。
(掛金及び負担金)

第 42 条 会員は、別に定める掛金又は負担金を納入しなければならない。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 43 条 互助会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任命する。

4 前項以外の職員は理事長が任命する。

5 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的及び第 9 条に規定する評議員の選任及び解任については、変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第 3 条に規定する目的及び第 9 条に規定する評議員の選任及び解任について変更することができる。

(解散)

第 45 条 互助会は、法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 46 条 互助会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 互助会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 互助会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 13 章 補則

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、互助会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成

18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 互助会の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。

理事長 大西 秀人

4 互助会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

綾 宏

白川 晴司

平岡 政典

宝田 公治

森宗 善弘

木原 幸弘

附 則(平成 24 年 7 月 2 日公告第 2 号)

この変更は、一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 1 日公告第 3 号)

この変更は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。